第二十六条の二十六第七項中「第七項」を「第九項」に改め、「第百二十条第五項」の下に「及び第七項」を加える。

第二十六条の二十七第一項中「百八万円」を「百十八万円」に、「百五十八万円」を「百六十八万円」に、「八十万円」を「九十万円」に改める。

第二十六条の二十七の三を第二十六条の二十七の四とする。

第二十六条の二十七の二第六項中「第二十六条の二十七の二第一項」を「第二十六条の二十七の三第一項」に改め、同条を第二十六条の二十七の三とし、第二十六条の二十七の次に次の一条を加える。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

第二十六条の二十七の二　法第四十一条の十六の二第三項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　二百十三万円

二　法第四十一条の十五の三第二項第一号に規定する場合に該当する場合　二百四十二万円（法第四十一条の十六の二第三項に規定する公的年金等が所得税法施行令第三百十九条の六第一項各号又は第二項第一号に掲げるものである場合には、百六十三万円）

2　令和八年以後の各年において、居住者が所得税法第二百三条の七に規定する公的年金等の支払を受ける場合における所得税法施行令第三百十九条の十二及び前条の規定の適用については、同令第三百十九条の十二中「百十八万円」とあるのは「百五十五万円」と、前条第一項中「所得税法施行令」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えて適用する所得税法施行令」と、「百十八万円」とあるのは「百五十五万円」と、「百六十八万円」とあるのは「二百五万円」と、「九十万円」とあるのは「百二十七万円」とする。

3　前項に定めるもののほか、法第四十一条の十六の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(1)中「第二十一条第四項」を「第二十一条第五項」に改め、同項第二号ロ(1)中「（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、「寄附行為」の下に「、同法第百三条第二項に規定する計算書類等、同法第百四条第三項に規定する監査報告」を加え、「第四十七条第二項」を「第百七条第二項」に改め、同条第六項第六号中「第二十六条第三項」を「第十九条第三項」に、「第六十四条第五項」を「第百五十二条第六項」に改める。

第二十六条の二十八の三の二第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定によりみなして適用する法第三十四条の二第一項の規定」を削り、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、「おける」の下に「法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定の適用並びに」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における法第三十七条の十三第三項及び第四項並びに第三十七条の十三の二第四項の規定の適用については、法第三十七条の十三第三項第一号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（同号において「特定株式調整前所得税額」という。）並びに同年分の第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額（次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、設立特定株式調整基準所得金額（同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額から次条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額をいう。同号において同じ。）を同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額と、設立特定株式調整基準所得税額（同年分の同項に規定する基準所得税額から、同年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定を適用して計算した所得税の額から当該設立特定株式控除未済額を控除した金額につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額を控除した金額をいう。同号において同じ。）を同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額）の合計額」と、同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（以下この号において「特定株式調整所得税額」という。）並びに特定株式調整基準所得金額（同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額（次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、設立特定株式調整基準所得金額）から当該特定株式控除未済額を控除した金額をいう。）を同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額と、特定株式調整基準所得税額（同年分の同項に規定する基準所得税額（次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、設立特定株式調整基準所得税額）から、特定株式調整前所得税額から当該特定株式調整所得税額を控除した金額を控除した金額をいう。）を同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額の合計額」と、同条第四項中「金額）」とあるのは「金額）並びに前項第一号に規定する第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額の合計額」と、「当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額」とあるのは「当該合計額」と、法第三十七条の十三の二第四項中「に準じて」とあるのは「を適用して」と、同項第二号中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、同条第四項中「」とあるのは「」に準じて計算した所得税の額（同号において「特定株式調整前所得税額」とあるのは「を適用して計算した所得税の額（次号において「設立特定株式調整前所得税額」と、「（次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、設立特定株式調整基準所得金額（同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額から次条第四項に規定する設立特定株式控除未済額を控除した金額をいう。同号において同じ。）を同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得金額と、設立特定株式調整基準所得税額（同年分の同項に規定する基準所得税額から、同年分の一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定を適用して計算した所得税の額から当該一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から当該設立特定株式控除未済額を控除した金額につき第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の規定に準じて計算した所得税の額を控除した金額をいう。同号において同じ。）を同年分の第四十一条の十九第一項に規定する基準所得税額とそれぞれみなして同項の規定を適用して計算した所得税の額）の合計額」とあるのは「の合計額」と、同項第二号中「特定株式控除未済額」とあるのは「設立特定株式控除未済額」と、「特定株式調整所得税額」という。）並びに特定株式調整基準所得金額」とあるのは「設立特定株式調整所得税額」という。）並びに設立特定株式調整基準所得金額」と、「基準所得金額（次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、設立特定株式調整基準所得金額）」とあるのは「基準所得金額」と、「特定株式調整基準所得税額（」とあるのは「設立特定株式調整基準所得税額（」と、「基準所得税額（次条第四項において準用するこの項の規定の適用がある場合には、設立特定株式調整基準所得税額）から、特定株式調整前所得税額から当該特定株式調整所得税額を控除した金額を控除した金額をいう。）を同年分の第四十一条の十九第一項」とあるのは「基準所得税額から、設立特定株式調整前所得税額から当該設立特定株式調整所得税額を控除した金額を控除した金額をいう。）を同年分の同項」と、同条第四項中「」と、「金額）」とあるのは「の額」と、「、前項」とあるのは「、同項」」とあるのは「金額）並びに前項第一号に規定する」とあるのは「の額並びに」」とする。

第二十七条の四第四項第二号イ(1)中「（法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第三十五項中「第四章」を「第五章」に改める。